

改正の論点(1) 手続きの迅速処理に期限を

中島 昭夫

法の見直し作業は一年後に

「官庁革命」などと制定時にもはやされた情報公開法、法案のたたき台の要綱案をまとめた行政改革委員会の専門委員の一人は、同法を「劇薬」にたとえた。

同法は二〇〇一年四月に施行され、この三月末で丸三年たった。「革命」は進んだだろうか。

同法には、請求者が求めた文書の公開を省庁が拒んだときの救済の仕組みがある。行司役の第三者機関、情報公開審査会である。その答申に従って厚生労働省は、未公表だった国立病院の医療事故報告書を、患者のプライバシー情報を除き、一挙に公開した。また、終戦直後の昭和天皇・マッカーサー連合国軍総司令官の会見は記録の存否すら不明だったが、公開請求で少なくとも第一回分の存在が判明、初め非公開と

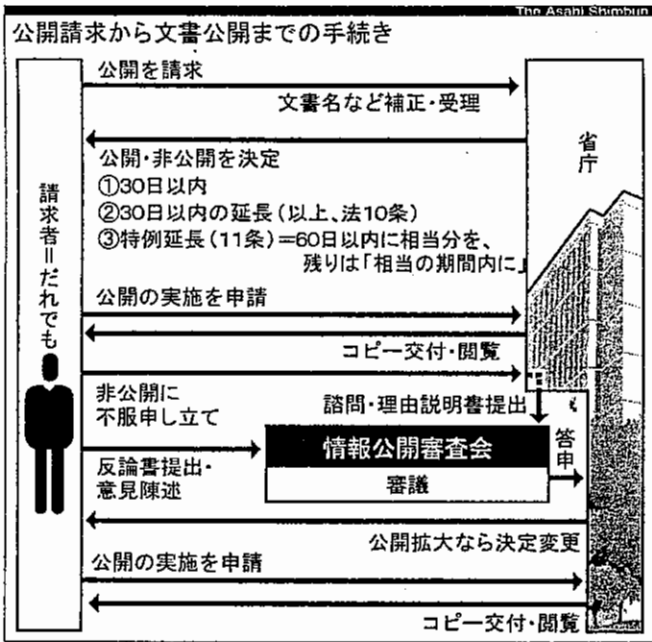
した外務省は、答申をもとに全面公開に切り替えた。朝日新聞の記者らが同法を活用して得たそのような成果を、筆者は「朝日総研リポート」162号(二〇〇三年六月)で報告した。すぐに公開され、審査会に頼らずにすんだケースも少なくない。国鉄分割・民営化を論議した専門部会の議事録もその一つ。「劇薬」の効果は確かである。

だが一方で、特定分野や、文書の性格、内容によっては、秘密の厚い壁は変わらない。「答申は省庁にお墨付きを与えるだけ」「対象文書がないなんて信じがたい」「なぜ法の対象外や適用外なのか」……と、不満の声が根強い。

答申に法的強制力はないが、審査会事務局によれば、省庁が答申に従わない例はまだないという。裁判の一番判決に似た重みがある。それだけに、答申が非公開を支持したら、もはや請求者に救いはない。あとは裁判に訴えるだけだ。

いや、実は救いはある。仕組みを直す法改正である。同法は付則で以下のように定めている。

「政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律



の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」

文中の「施行後四年を目途として」について、総務省の担当者は検討着手の時期と解釈する。これに従えば、見直し着手は〇五年三月末のころ、これから一年後となる。

ここで注意すべきは、その主語が政府となっている点だ。文書の公開請求権を国民に与え、これに応じる義務を政府に課す——そんな法律にしては、主客が逆転した規定である。内閣提出の法案であった宿命を背負っている。

とはいえ、国民が主役の法律であることに変わりはない。見直しを政府に任せておくわけにいかない。改正論議の高まりは見えないが、たとえば日本弁護士連合会はすでに〇三年秋から改正に向けた勉強会を始め、制度の利用者や研究者から運用の実情や問題点などを聞いている。

朝日新聞にもその役割がある。全社の取り組みとして、施行以来、記者らがほとんどの省庁あてにざっと一千件のほどの請求をしてきた。非公開には三百件以上で不服を申し立てた。最初の二年間に出された答申のうち、記者らの関係分は全体の四分の一強を占める。

筆者はその事務局として記者らを支援してきた。経験をもとに、法の問題点について報告し、見直しのあり方を問いか

ける義務があると思う。ただ、法律家ではないし、比較のため各国の実情などを調べるような時間もない。体験に基づいて、できるだけ議論の材料を提供することに徹したい。提言は私的な見解であることをお断りしておく。

初回は、まず、手続き処理の遅れから――。

異議申し立てを軒並み放置

まずは、左の表1を見ていただきたい。

外務省の非公開決定に対し朝日新聞の記者らが異議を申し立てた件について、同省が決定の適否を問うため審査会に諮

表1 異議申し立てを受け、外務省が諮問するまでに長期間かかった例

請求文書・テーマ	申し立てから	請求受理から
米基地の環境汚染に関する照会文書	2年1カ月余	約2年4カ月
官邸上納など報償費関係文書5種類	2年1カ月余	約2年4カ月
90～99年在外公館査察報告書	2年1カ月余	2年3カ月余
60年1月安保条約改定の仮調印	2年1カ月余	2年3カ月余
63年4月外相・米大使会談録	2年1カ月余	2年3カ月余
日米合同委員会の仕組み	2年1カ月	2年3カ月余
報償費支出関係書類	2年余	約2年4カ月
沖縄返還密約	2年余	2年3カ月余
北方支援事業の入札参加企業・結果	2年余	2年3カ月余
ビキニ被曝補償の対米交渉記録	2年	約2年4カ月
北方四島支援委員会設置協定	2年	約2年4カ月
官房機密費疑惑調査委員会書類	2年	2年3カ月余
カナダ政府と非核証明書の関係記録	約2年	約2年4カ月
59年5月外相・米大使会談録1	約2年	2年3カ月余
54年外相・米國務次官補会談録	約2年	2年3カ月余
橋本首相・ゴア副大統領電話会談録	1年11カ月余	約2年4カ月
金大中拉致事件75年政治決着	1年11カ月余	2年3カ月余
58年9月外相・米國務長官会談録	1年11カ月余	2年3カ月余
69年9月外相・米國務長官会談録	1年11カ月余	2年3カ月余
98～00年度北方支援事業報告書	1年11カ月余	2年3カ月余
米軍普天間基地移設に関する文書	約1年10カ月	2年3カ月余
温暖化防止京都会議での連絡記録	約1年9カ月	2年1カ月
金大中拉致事件73年政治決着	約1年9カ月	1年11カ月余
59年5月外相・米大使会談録2	1年7カ月余	約2年4カ月
原爆傷害調査委員会の記録	1年7カ月余	2年3カ月余
米原潜入港の対米交渉記録	1年7カ月余	2年3カ月余
59年6月外相・米大使会談録1	1年7カ月余	2年3カ月余
58年7月外相・米大使会談録	1年7カ月余	2年3カ月余
非核神戸方式の議決に関する文書	2年3カ月余	1年7カ月余
95～97年度北方支援事業報告書	1年7カ月余	約2年
59年6月外相・米大使会談録2	1年6カ月余	1年10カ月余
60年1月安保条約改定の協議記録	1年4カ月余	1年10カ月余
59年4月外相・米大使らの会談録	1年4カ月余	1年7カ月余

問するまでにかかった月日の長い順に並べた。

最長で二年一カ月余。ほかに二年前後のものが続く。すでに決定、異議申し立てまでに月日がかかっており、公開請求を受け付けてからだと期間はさらに数カ月延びる。諮問があつて初めて審査会の審議が始まり、その末に答申が出る。仮に非公開決定が誤つていれば、請求後にただちに公開された場合に比べ、時間のロスがいかに大きいかが、ご理解いただけるだろう。

同省は、後述するように、最初の決定までの期間をはじめ、手続きを進めるスピードの遅い省庁の筆頭格である。

処理遅れは、法施行後すぐに表面化した。その後の国会議員の質問やマスコミ報道による批判の高まりで、同法の所管庁の総務省がようやく実態調査に乗り出した。〇三年になつて、各省庁から処理期間について施行後二年間分の詳細な報告を求め、その結果を同年八月に公表した。併せて、処理のスピードアップを指導した。

その指導に従つて各省庁は、諮問については、同年三月末の時点で、不服申し立て（異議申し立てはその一つ）を受けてから一年を超えていた二百九十五件すべてを同年七月末までにかきこみ諮問し、あるいは決定を変更などした。その半数を超える百五十一件が外務省分。一覧表は、その一部である。

何カ月もの未諮問のケースをいくつも抱えていた省庁は多いが、一年を超えた未諮問となると、六省庁に限られ、外務省分と、金融庁の六十七件、国税庁の五十五件、国土交通省の十二件とで大半を占める。

諮問の期限、情報公開法に定めなし

なぜ、こんな非常識な遅れが何百とまかり通るのか。不服申し立てを受けたら、いつまでに諮問しなければならぬのか、その期限の定めが情報公開法にない。

不服申し立ては、別の法律の行政不服審査法に基づく。これを前提に、情報公開法は第一八条で、行政不服審査法により不服申し立てがあれば、決定を取り消しすべて公開するとかきなどを除き、審査会に諮問しなければならないと定めている。だが、その期限には一言も触れていない。総務省による逐条解説書「詳解 情報公開法」でも、同条の解説で、審査会へ提出が必要な書面を説明するくだりの一文に、以下の通り、わずかに「遅滞なく」と加えているだけだ。

「したがって、行政機関の長は、行政不服審査法に基づき、必要と認める調査を行った上で、遅滞なく情報公開審査会に諮問することとなる。」

これは、行政不服審査法が第一条で「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に關し（中略）簡

易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図る」などと、法の趣旨に手続きの迅速性をうたっているのを受けたもの。行政改革委員会の要綱案にある留意点を解説書はなぞった。それでは、法に明記されていないければ、諮問遅れは野放しでも仕方がないのか。

迅速処理は法の精神から当然

情報公開法は法の目的を第一条で以下の通り定めている。

「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」

つまり、情報公開制度は「国民主権の理念にのっとり……政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」ためのものだという。

ここでは、政府の説明責任が大前提となっている。その説明責任とは、国民から説明を求められたら、政府は少なくとも国会答弁のようにただちに答えるというのでなければ、まっとうに果たしたことになる。同法が政府文書の公開請求権を国民に与え、その請求に原則公開でこたえる義務を政

府に課し、後述するように、その処理期限として、たとえば公開・非公開の決定を三十日以内になければならないとの原則を定めているのは、政府が説明責任をなかなか果たしてこなかった前史を踏まえ、法による強制で最低限の保障をしようとするものである。

だが、これを理解しない役人が少なくない。筆者は、自治体を取材する後輩記者たちからこんな質問を何度か受けた。「幹部職員への取材で、知りたい情報の関係文書を見せてほしいと求めたら、『情報公開条例で請求してください』と言われた。そのつど、『なぜ、すぐに見せられないのか』と押し問答をしなければならぬ。すぐに説得できるマニュアルはないか」と。読者、国民が知りたい情報を一刻も早く伝えようとする記者の要請に、自身の責任ですぐにこたえることを避けようとする役人たち。せつかくの情報公開制度も、そんな便宜に使われては悪法と化す。これでは時代の逆戻りだ。諮問を先送りしてきた外務省などの官僚たちも、同じ穴のムジナである。官僚たちは非公開とすべきだと判断しても、法に照らし間違っているかもしれないからこそ、審査会に持ち込む仕組みがある。初めから公開する場合は、原則三十日以内に決定しなければならぬのだから、非公開に不服が申し立てられれば諮問を急ぐのは、説明責任から当然である。前述のような諮問の遅れがまかり通るのなら、本来はただち

に公開すべき文書・情報であっても、官僚たちに引き延ばしたい事情があれば、とりあえず非公開を決定し、異議申し立てを長く放置する悪弊がはびこるのには目に見えている。

取り返しがつかない事態も

情報は、月日がたてば鮮度が落ち、価値が失われるものも多い。情報化時代にはなおさらだ。

たとえば、ビキニ環礁水爆実験による第五福竜丸事件について、日米補償交渉の記録を記者が外務省に求めた件。〇一年四月の請求に対し、同省は交渉終局の文書三点しか公開しなかったもので、同七月、異議を申し立てた。諮問は二年後の〇三年七月。審査会が説明を求めた結果、外務省は仕事の参考資料をもとに探しただけと判明した。同省は文書ファイル管理簿と原本を調べ直し、同十月、新たに十四点の公開を追加決定。さらに審査会が確認して、関連ファイルからもう一点も見つかり、今年二月に公開された。

諮問が早ければ、追加決定も早まっただろう。答申は、文書の探索は不適切で、諮問も遅すぎると改善を求めた。朝日新聞は、〇四年三月の被災五十周年を目かけ、早くから事件の検証企画を立てていた。三年近くも前の請求に、ギリギリの追加決定は、遅れも度を越している。

まったく取り返しがつかなくなったケースもある。

その一 計画策定前の異議に、事業が進んでから諮問

この件の答申や掲載記事などによれば、経過と問題点はこうだ。

記者は〇一年四月、愛知万博（愛・地球博）で名古屋市の笹島地区がサテライト会場（準会場）に利用されることになった経緯を調べるため、経済産業省に対し、同万博の資金計画や会場建設費などに関する文書の公開を求めた。同省は非公開としたため、同七月に異議を申し立てた。しかし、同省が諮問したのは一年四カ月余り後の〇二年十二月。その際に提出した理由説明書で、同省は決定を一部公開に変更する方針を示したが、実際に公開したのは〇三年三月だった。

記者は、審査会へ提出した同省への反論書で以下のように訴えたが、後の祭りだった。

「経産省は、諮問を引き延ばしておきながら、決定の変更を実施することなく諮問した。引き延ばしを重ねる対応は不当、違法である。同省は、一部を公開する理由として、〇一年十二月に策定された愛知万博基本計画を受けて、笹島地区の活用計画が急速に具体化したことを挙げている。しかし、異議申し立ては、計画策定に五カ月も先立つのであって、同省は計画が策定され、具体化するまで諮問を引き延ばした。最終的に非公開決定が誤っていたとして公開となっても、そ

の間の失われた時間をどう償うのか」

答申は、「諮問は遅滞なく行うのが法の趣旨であり、法が予定している本来の対応とは言い難い」と批判した。諮問後三カ月たってから一部公開したことについても、「不開示部分以外の情報は速やかに開示すべき、との法の趣旨に照らし、また、異議申し立てから相当期間が経過しており、諮問に先立つ部分公開が望ましかった」と指摘した。

その二 審議中の議事録を請求、答申前に委員会は閉幕

この件も答申や掲載記事などによれば、経過と問題点はこうだ。

記者は〇一年四月、諫早湾特産タイラギの不漁原因を調べていた農水省の漁場調査委員会の全議事録などを、九州農政局に求めた。非公開とされたため、同七月、上級庁の本省に審査請求。同省は同十月に審査会に諮問した。この時点で、同省は九七年度以降の文書を除いては公開してよいと主張を変えたが、委員名と発言内容について各委員の意見を事前に求めるので、農政局の再決定に委ねるとした。公開の是非を決めずに審査会に諮ったため、公開自体が先送りされた。しかも、審査会の審議中の〇二年一月、委員会は終結してしまった。審議途中で内容をチェックする機会が失われた。

答申は、「法の趣旨に照らし、諮問に先立ち相当部分を公

開すべきだった」「一連の対応には遺憾な点があった」と農水省の非を指摘した。

諮問まで二年前後もかかった外務省の件では、記者らは軒並み、審査会にその違法性、不当性を訴えた。省庁の対応を厳しく批判する答申が相次いだ。

諮問まで約一年十カ月かかった米軍普天間基地移設に関する文書について、計二件の答申は以下のように指摘した。

「諮問庁（外務大臣）からは〇三年七月末、本件を含む多数の諮問が一時期になされた。その中には、同時期に決定がなされ、諮問までの期間も同じ程度の八十件以上の諮問が含まれている。本件の内容を見ると、対象文書の量、記載や不開示理由からして、諮問までにそれほど長期間を必要とするとは考えがたい」

答申は、しかし、違法と断じたわけではない。法に期限が明記されていないからだ。

決定の大幅延長も期限は省庁任せ

請求から文書の公開までの多くの手続きのなかで、請求受理から決定までの期限には法に定めがある。

まず、第一〇条一項で、請求受理日から三十日以内の原則を示し、続いて同二項で、「事務処理上の困難その他正当な

理由があるとき」は三十日以内に限って延長を認める。

さらに、六十日以内で処理し切れない事態を想定し、以下の通り、第一一条で「期限の特例」を設けている。

「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそ

れがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる（後略）」

これを適用するときは、請求受理から三十日以内に、適用の理由と、残りの分を決定する期限を請求者に通知することが同条で義務付けられている。

この規定は、実際の運用からは問題が多い。しばしば規定通りにコトが運んでいないからだ。

外務省のケースの一覧表を見ていただきたい。

表2は、六十日以内に何も決定しなかった件をいくつか並べたものだ。

「相当の部分」とは何か。『詳解 情報公開法』にこうある——「開示請求を受けた行政機関の長が通常六十日以内に開示決定等ができる分量を意味する」。事情はどうあれ、六十日以内に決定をしようとするかどうかは省庁任せなのだ。」

表のケースの大半が、「相当の期間」を請求受理から六カ月先までとしているが、「相当の期間」とは何か。『詳解 情報公開法』ではこうだ——「当該残りの行政文書について行政機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう」。これも、「必要とされる合理的な期間」と判断するのは省庁だということになる。

表2 外務省が法11条で決定を延期し、「60日以内」の決定もしなかった例

請求文書・テーマ	請求受理からの延長期間	期限を超えた日数
米原潜入港の対米交渉記録	6カ月	6カ月
59年5月外相・米大使会談録2	6カ月	6カ月
非核神戸方式の議決に関する文書	6カ月	6カ月
58年10月首相らと米大使の会談録	113日	120日
鈴木宗男元議員と欧亜局の面談記録	6カ月	6カ月余

表3 外務省が法11条で決定期限を大幅延長しながら守らなかった例

請求文書・テーマ	請求日から延長期間	期限を超えた日数
60年1月の外相・米大使会談録	6カ月	370日
57年の首相・米大使の訪米前会談録	8カ月	310日
55年8月の外相・米國務長官会談録	8カ月	86日
58年10月首相らと米大使の会談録	6カ月	31日
鈴木宗男元議員と欧亜局の面談記録	6カ月	25日

そのうえに、省庁が自ら設定した期限をもち守らないケースが少なくない。表3はその一部をまとめたものだ。

そもそも、「期限の特例」の適用を必要とするのは、どんな事態か。「詳解 情報公開法」は以下に解説する。

「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日数等の状況をも考慮した上で判断される。

このように、対象文書から直接に生じる事情のほか、「事務体制」や「その他事務の繁忙」まで判断の要素に加えたのでは、裁量の幅は際限なく広がる。総務省によれば、行政改革委員会の「要綱案の考え方」で、決定に要する期間を左右する要素の例示に「事務の繁忙の状況」が含まれており、想定できる具体例を列挙したという。

こんなに野放図な規定、解釈だから、運用の「脱法」は他省庁にも及ぶ。

前出の〇三年三月末時点の総務省調査によると、法施行から二年間に受理した請求のうち、六十日以内に決定をしなかったのは計千七百七十四件。その大半を外務省の千四百四十四件が占め、ほかに国土交通省八十九件、法務省十六件、警察庁十一件と続く。また、自ら延長した決定期限を守らなかったの

開決定の適否をチェックするために文書をじかに見る「インカメラ審理」をされることに強い抵抗感があつた。結果的に先に延ばしてしまつた。だが、いまでは、年月がたち、抵抗感も薄れてきている。

一方、一一条で延長した決定期限を超えた件数については、一進一退だ。三月月を超えていた件数は、〇三年三月末で六十件だったのが同十一月には二十三件にまで減つたものの、今年二月下旬には四十三件に戻つている。

また、〇二年度の決定件数のうち、一一条を適用したものは五一％にのぼつたが、今年一月下旬の時点でその一月月前までの三月月間に受け付けた請求のうち、一一条を適用したのは四七・三％。それほど減つてはいない。

総務省は、法の見直し作業に向けて、〇三年度分の施行状況調査にあわせ、その後の改善の実態を把握する特別調査の実施を検討している。その結果次第で、処理期限を設ける法改正が必要かどうか、議論が高まることになる。

運用の改善で、処理遅れは解決するか

手続き処理の現状をどう見るか。どう改善したらよいか。同法に詳しい宇賀克也・東京大学大学院教授（行政法）に聞いた。同教授は、行政改革委員会の要綱案づくりに参加した。東京都情報公開審査会の委員も長く務め、九九年の都条例の

は四省庁の計五百七十四件で、金融庁の四百一件と外務省の百六十九件がそのほとんどを占める。このうち、期限を過ぎた日数は、三月月を超えたものが二百四十一件、一月月以上三月月以内が二百七十二件。

金融庁分は請求文書がすべて金融再生委員会の議事録・配布資料などで、期限を過ぎた理由を同庁は「予測し得なかつた事務の繁忙が生じた」などと総務省に説明するだけだ。

総務省の指導で改善はされたか

さて、さまざまな手続きの処理遅れは、総務省の指導などでどの程度、改善されただろうか。

まず、諮問について。前出の総務省報告では、〇三年三月末の時点で不服申し立てから一年を超えていた二百九十五件については、どの省庁も同年七月末までに諮問するか、決定を変更するなど処理済みという。

なかでも、遅れがとくに際立つた外務省はどうか。異議申し立てから三月月を超えていた件はすべて諮問し、〇三年度分についても年度末までにすべて処理する方針という。

同省の鈴木亮太郎・情報公開室長はいう。「答申の指摘通り、不適切だったのは明らか。原因としては、最初の決定にあつて十分な検討がされなかつたため対応に手間取つたケースもあるが、担当職員らには審査会に対してすらも、非公

改正にもかかわらずだ。

一番の問題は、やはり、諮問までの期間。立案時には予想されていなかったという。「問題はどこから生じているか。各国の情報公開制度を見ると、カナダやフランスなどでは救済機関に直接、不服申し立てができ、オーストラリアでは行政機関内部の不服申し立てに対する裁決が一定期間内にされなければ、行政不服審判所に不服申し立てができる。これに対し、日本の場合は、まず処分庁に申し立てる間接的な仕組みになっており、諮問がないと先に進まない」

では、どうしたらよいか。一つは運用上の改善という。「たとえば、不服申し立てから三月月たつても諮問されない場合、総務省が処分庁にその理由を報告させ、ホームページなどで公表する。これに加えて、審査会が処分庁に諮問するよう働きかけ、応じないときは理由を説明させ、納得できないものなら公表する」

もう一つの方法は、不服申し立てがされた場合の諮問の義務規定に「速やかに」の一語を加える法改正。

「東京都でも以前にはやはり、一年以上も諮問しないケースがあつた。条例改正で『速やかに諮問をするよう努めなければならぬ』という項目を加えた。その結果、一定の改善が見られた」

この場合、具体的な期限を設けないほうがよいという。「た

とえば『三カ月以内に』と設けると、ギリギリいっぱい遅い方に延ばしてしまいがちだ。また、すぐに諮問できるものもあれば、ほかの行政庁と相談が必要なものもあるなど、諮問をするまでに必要な期間はケースバイケースだ。

一方、一条で決定期限の延長幅や六十日以内の「相当の部分」の決定が省庁の裁量となっている点は、総務省の指導で運用の改善を図ったほうがよいという。それでも決定を長期間しない場合は、「不作為」を訴える法的手段を三つ挙げる。行政不服審査法と行政事件訴訟法と国家賠償法だ。このうち行政事件訴訟法については、「現行法でも理論上は、開示を命じるよう求める訴えに基づいて、開示義務を認定した裁判所が処分庁に開示を命じることができるのだが、それが明記される法改正案が提出されていて、成立すれば、開示を義務づける判決が出しやすくなるだろう」。

また、外国では、物理的に請求文書が大量な場合には請求を拒否できる規定を設けている例があり、これを採用していない日本の場合には、それと引き換えに、一条で行政機関の裁量を認めざるをえないという。

「情報公開を大事に考える米国では、大量請求にも対応できるような多くの担当官と予算を確保しているが、日本では行政改革の一環として情報公開法が導入されたために、職員も予算も特別に増やしていない。処理にある程度の時間がかか

るのはやむをえないだろう」

ただ、対象文書が多くない場合も、同時期に著しく多数の開示請求がされた場合に対応する明文の規定を置いたほうがよいという。

ほかに、処理に期限の定めがない手続きはある。公開決定から文書のコピー交付・閲覧まで▽審査会が諮問を受けて答申するまで▽省庁が答申を受けてから不服申し立ての裁決と決定変更をするまで▽公開の決定変更から文書のコピー交付・閲覧まで――など(21の国参照)。これらにも期限を設ける必要はないのだろうか。

たとえば、諮問から答申までの審査会の処理日数は、法施行から〇三年七月までの平均で百三十八・三日。宇賀教授は「非常勤の委員で構成する自治体の審査会と比べ、常勤の部会長、多くの専任事務局員がいて、処理はかなり早い。ほかの手續きについても、運用上、問題が生じていないものに、期限の設定はとくに必要がない」という。

(なかしま・あきお 総合研究本部主任研究員)

注

1 正式名は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」。条文は総務省ホームページ<http://www.soumu.go.jp/>。

2 行政改革委員会「情報公開法制の確立に関する意見」一九九六年(「情報公開法制―行政改革委員会の意見」、第一法規出版、一九九七年)

に掲載。

- 3 朝日新聞、一九九六年十一月二日付朝刊
- 4 情報公開法第三章
- 5 答申番号・平成十三年度1111113。答申は審査会ホームページ<http://www8.cao.go.jp/yonkou/index.html>に掲載
- 6 答申番号・平成十四年度1801
- 7 朝日新聞、〇一年七月二十九日付朝刊
- 8 前出の「朝日総研レポート」二〇〇三年六月号
- 9 朝日新聞、二〇〇一年五月二日夕刊
- 10 総務省ホームページ<http://www.soumu.go.jp/>二〇〇三年八月一日報道資料
- 11 平成十五年度(行情) 670
- 12 平成十五年度(行情) 140
- 13 朝日新聞、二〇〇三年六月二十三日付名古屋本社夕刊、「国審査会、経産省を批判 情報不開示諮問まで一年四カ月」
- 14 平成十三年度131
- 15 朝日新聞、二〇〇二年二月六日付朝刊、「審議非公開、法も無力 農水省の鯉早湾漁場調査委(検証)」
- 16 平成十五年度(行情) 477、478
- 17 前出「情報公開法制―行政改革委員会の意見」三六ページ